

令和8年度報酬改定Q&A（案）

＜Q&A案の一部訂正について＞

令和8年2月6日にお送りいたしました令和8年度報酬改定Q&A（案）の問10の回答については、以下のとおり訂正いたします。

令和8年度報酬改定Q&A（案）抜粋

「応急的な報酬単価の特例」

1. 基本報酬改定全般

（特例算定方法2）

問10 新規申請の時点で応急的な報酬単価が適用された新規事業所が、その後、届出に係る加算の要件を満たした場合等、月途中で単価を変更することになるのか。

（答）

~~問9の答のとおり、応急的な報酬単価の適用対象外となるのは、一月単位であるため、月途中で加算等の要件を満たしたとしても、適用対象外となるのは翌月からとなる。~~

問9の答のとおり、応急的な報酬単価の適用対象外となるのは、一月単位となるのが原則である。

その上で、加算を算定するために支援体制の届出が必要な以下の加算について、月途中で変更が生じた場合は以下のとおりとなる。

◎就労継続支援B型・共同生活援助

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共同生活援助のみ）
- ・ 医療的ケア対応支援加算（共同生活援助のみ）
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 高次脳機能障害者支援体制加算

◎児童発達支援

- ・ 強度行動障害児支援加算
- ・ 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

◎放課後等デイサービス

- ・ 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・人工内耳装用児支援加算
- ・視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

(1) 月途中で加算を算定する場合

報酬告示留意事項通知（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知をいう。以下同じ）第一・1・(4)の取扱いに基づき、毎月15日以前に届け出た場合には翌月から、16日以降に届け出た場合には翌々月から算定することが可能となる。このため、当該算定可能時期にならない、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

(2) 月途中で加算の体制を満たさなくなった場合

月途中で、加算を算定するための支援体制を満たさなくなった場合は、報酬告示留意事項通知第一・5により、当該加算の体制を満たさなくなった日から加算の算定は行わないものとされている。

一方で、応急的な報酬単価については、システム対応上の理由から、月に1回でも加算の算定があれば適用対象外とすることとしているため、その月において、加算の体制を満たさなくなった日の前日までに加算の算定があれば、当該月は応急的な報酬単価の適用対象外となる。